

令和2年7月

# 藤沢市農業委員会総会

日時：令和2年7月17日（金）午後3時30分

場所：本庁舎5階5-1会議室・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和2年7月17日(金)本庁舎5階5-1会議室・5-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	神 崎 享 子	1 4 番	山 口 貞 雄
2 番	渡 貫 直 正	1 5 番	漆 原 豊 彦
3 番	吉 原 豊	1 6 番	櫻 井 一 雄
4 番	熊 山 直 行	1 7 番	佐 藤 賢 一
5 番	宮 治 潔	1 8 番	宮 治 時 男
6 番	上 田 洋 子	1 9 番	與 安 義 昭
7 番	井 上 哲 夫	2 0 番	加 藤 登
8 番	古 谷 修 一	2 1 番	佐 川 俊 夫
9 番	桐ヶ谷 慶 導	2 2 番	佐 藤 智 哉
1 0 番	齋 藤 義 治	2 3 番	鈴 木 隆 弘
1 1 番	渡 邊 文 雄	2 4 番	浅 場 宣 靖
1 2 番	飯 田 芳 一	2 5 番	福 岡 則 夫
1 3 番	田 代 恵美子		

欠席委員は、次のとおり

番		番	
---	--	---	--

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	嶋 田 勝 弘	主幹	草 柳 真 治	上級主査	伊 藤 洋 一
主任	森 大 晃				

委員会の日程は、次のとおり

日程第 1 議案第 28号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 2 議案第29号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請に  
ついて

日程第 3 議案第30号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出に  
ついて

日程第 4 議案第 31号 非農地証明願について

日程第 5 報告第 10号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ  
いて

日程第 6 議案第 32号 藤沢市農業委員会の運営に関する規約の改正について

開会 午後3時30分

事務局（嶋田勝弘事務局長） 定刻になりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

本日の委員の出席状況を申し上げます。委員総数25名、出席者25名、全員出席でございます。

まず初めに、齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

今月はいろいろございまして、7月3日に黒岩神奈川県知事、県議会の嶋村議長、いそもと副議長に、神奈川県農業会議として意見書をお渡ししてまいりました。

ことしはコロナの関係で大変でございますが、農業の持つ多面的な機能を生かした都市農業に、県としても積極的に協力をしてくださいということで再度お願いをしてまいりました。

また、6日には、鈴木藤沢市長に意見書を提出してまいりました。これは、皆様からいただいた意見を小委員会ですべて決めていただきまして、その意見をまとめたものを市長にお渡ししてまいりました。

鈴木市長も、都市農業に関しましてはいろいろ理解を示していただいておりますので、これからもお力添えをお願いいたしますということで意見書をお渡ししてまいりました。

都市農業と言いますと、いろいろな面で厳しいところもございまして、今回のコロナウイルスの感染拡大によりまして、今のところ、日本の経済そのものがかなり停滞をしているところでございます。これをもとに戻すには5年なり10年なりかかるのではないかとということも言われておりますし、「新しい生活様式」というようなこともいろいろ言われていますので、これが浸透していくにはなかなか厳しいところがあるかと思っております。

また、農業も新しい形で少しずつ進化していくというか、新しい形になろう

としておりますので、皆様方もいろいろな情報を踏まえた中で、新しい農業に挑戦をしていただきたいと思います。

それでは7月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

事務局（嶋田勝弘事務局長） ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして、齋藤会長に議長をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（草柳真治主幹） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、7番の井上哲夫委員と8番の古谷修一委員の御両名をお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森主任。

事務局（森 大晃主任） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、議案説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者数、1人。所有面積、97a。耕作面積、97a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、宮原字中原、1筆。地目、畑。地積、314㎡。権利の種類、所有権（贈与による移転）。申請理由、譲受人、相続により細分化された所有

権を集約するため。譲渡人、譲受人の要望により。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号 1 について意見を求めます。

1 1 番、渡邊委員。

1 1 番（渡邊文雄委員） 本件につきましては、令和 2 年 4 月に同様の申請を受け、許可した件について、ほかの共有者の持ち分を譲受人へ所有権の集約をするものです。

申請地につきましては、県道丸子・中山・茅ヶ崎線にある「宮原」交差点から北西に約 1 8 0 m の農地になります。

資料は 1 ページをお開きください。

譲受人は、植木の生産・販売を行っており、当該地の所有権が相続により 2 7 名分に細分化されていたため、4 月の総会にて管理営農を行ってきた譲受人に 1 0 名分の所有権を集約することが許可されました。

今回の申請により、新たに譲受人に 9 名分の所有権を集約することです。

これにより、持ち分が 8, 4 0 0 分の 2, 6 6 0 から 8, 4 0 0 分の 5, 8 8 0 になります。

残りの 7 名分の所有権集約については、今後継続して行っていくとのこと です。

申請地については、これまでと同様に植木を栽培する計画です。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

――  
――

議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 2 8 号について、許可することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第28号について、許可することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第2、議案第29号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森主任。

事務局（森大晃主任） 「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について」、議案説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。転用申請者、住所氏名、記載のとおり。承継者、なし。当該農地、地番、菖蒲沢笹谷、1筆。地目、畑。地積、変更前、330㎡、変更後、0。遠藤字菖蒲沢境、1筆。地目、畑。地積、変更前、1,011㎡。変更後、395㎡。2筆合計で地積変更前、1,341㎡。変更後、395㎡。内容及び変更理由、内容、賃借事業者の変更により転用目的である貸資材置場の面積を縮小するもの。県知事許可、令和元年6月21日。変更理由、貸す予定であった業者が、業績悪化により事業を継続できなくなったため。また、新型コロナウイルス感染拡大による資材置場の需要減少のため。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

19番、與安委員。

19番（與安義昭委員） 資料は3ページからとなります。

3ページの、遠藤字菖蒲沢境の土地は、事業計画変更をして農地転用面積を縮小するものです。

4ページの菖蒲沢字笹谷の土地は、転用予定でしたが、転用せず農地のままとなります。

5ページは、遠藤字菖蒲沢境の変更前と変更後の土地利用計画図になります。

本件につきましては、当該地を貸資材置場に転用するため、令和元年5月総会において承認され、令和元年6月21日付で神奈川県知事から農地転用許可を受けたものです。

当初の計画では、令和元年7月10日に完成する予定でしたが、貸す予定であった業者が業績悪化となり、事業を継続できなくなったため、借り手を再度選定することを余儀なくされたものです。

また、令和2年に入り新型コロナウイルス感染拡大により、建設業関連の企業が経費削減等で貸資材置場の需要が激減したため、貸資材置場に転用する面積を1,341㎡から395㎡に縮小することの事業計画変更を行うものです。

転用しない土地については、申請者本人と親族で耕作していく予定です。

出入口は東側で、被害防除につきましては、北側、西側と南側の農地との境界に地上高35cmになるようにコンクリートブロックを2段積み、土砂等の流出を防ぎます。

また、東の道路側については、全面にゲートフェンスを設置します。

敷地内は、既に碎石を敷き転圧処理をしています。

雨水については、敷地内浸透処理とし、当初の計画とほぼ変わらない内容となっております。

地区協におきましては、代理人と面談し、変更理由や工事計画について確認をしております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

――  
――

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第29号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第29号について、承認することに決定をいたします。



次に移ります。

日程第3、議案第30号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、日程第3、議案第30号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出について」、一括して説明をさせていただきます。

番号1、宮原で150aを耕作する方の更新借受分。

番号2、宮原で162aを耕作する一般法人の更新借受分。

番号3は、葛原を中心に167aを耕作する方の農業経営規模拡大に係る新規借受分。当該地では、カブを作付けして行く予定となっております。

番号4は、立石を中心に204aを耕作する方の更新借受分。

番号5は、立石を中心に102aを耕作する方の更新借受分。

なお、利用権設定を行う農地については、全て現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

熊山委員。

4番（熊山直行委員） 番号3は、今、葛原と言われたけれども、菖蒲沢ではないですか。

事務局（伊藤洋一上級主査） 農業の経営をされるのが葛原を中心としているということで、お住まいは菖蒲沢です。

4番（熊山直行委員） 菖蒲沢ですね。葛原は借りているんですかね。

15番（漆原豊彦委員） 葛原を借りていますよ。

事務局（草柳真治主幹） 今、確認しましたところ、借りている農地面積が葛原のほうが多かったから葛原中心という説明をしましたけれど、どこを中心に、とい

うことで考えれば、やはり自宅の菖蒲沢ということですので、それは訂正させていただきます。

議長（齋藤義治委員）　そういうことで、菖蒲沢を中心にとということによろしいですか。

4番（熊山直行委員）　はい。

議長（齋藤義治委員）　そのほかに何かございませんか。

佐藤智哉委員。

22番（佐藤智哉委員）　2番の案件ですけれども、この会社自体が解散状態だという話を聞いたのですが、どういう経緯で利用権設定をされるのか、この場で説明をしてもらえたらと思います。お願いします。

議長（齋藤義治委員）　草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹）　先日、会社の代表者と話をさせていただきましたけれども、会社自体が、もう今はないとか、そういう話ではないようです。ただ、規模を縮小していくということでは話を聞いております。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　よろしいですか。

22番（佐藤智哉委員）　はい。

議長（齋藤義治委員）　浅場委員、どうぞ。

24番（浅場宣靖委員）　4番、5番ですが、この4番、5番は貸し借りということだと思われませんが、その内容について、自分の地所に近いところを耕作して、遠いところを貸すということなのか、ちょっとわかりにくいので、説明をしていただければと思います。

議長（齋藤義治委員）　草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹）　浅場委員がおっしゃるとおり、御自身の使い勝手のいいようにということで、お互いの土地を貸し合いしている状況のようです。

議長（齋藤義治委員）　よろしいですか。

24番（浅場宣靖委員）　はい。

議長（齋藤義治委員）　ほかに何か意見はございませんか。

—  
— —

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第30号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員）　それでは、議案第30号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第4、議案第31号「非農地証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査）　それでは、日程第4、議案第31号「非農地証明願について」、説明してまいります。

地区、御所見・遠藤。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおりです。当該農地、地番、地目、地積の順に読み上げます。葛原字前田、1筆。畑。19㎡。葛原字前田、1筆。畑。111㎡。内容としましては、10年以上前から舗装及び未舗装の道路として利用。改めて4.2m幅の舗装道路として整備し、市に寄附することとなったもの。確認資料としましては、ことし（令和2年）の道路整備計画図面が、道路管理課に提出されていることを確認しております。現地確認日は、令和2年7月14日です。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

15番、漆原委員。

15番（漆原豊彦委員）　本件の申請地につきましては、県道横浜・伊勢原線にある「宮の腰」交差点から西に約110mの土地になります。

資料は6ページをお開きください。

申請者によると、葛原字前田の土地について、10年以上前から、舗装また

は未舗装の道路として利用されており、今回改めて4.2m幅の舗装道路として整備を行い、市に寄附するとのことです。

市との協議を行い、整備後に市で公道として寄附を受ける旨を道路管理課から回答を受けております。

また、立地が第1種農地になるため、原則は非農地証明に該当しないが、整備後に公道として管理されるため、例外的に証明できるものと判断します。

その他、神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和2年7月14日に地区委員の私、漆原と、事務局の伊藤さんで現地調査を行い、申請どおり道路用地として利用されていることを確認しております。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第31号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第31号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第5、報告第10号「藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森主任。

事務局（森大晃主任） 本件につきましては、まず8ページが「農地法第3条の3第1項の規定による届出」となります。

御所見・遠藤地区が1件となっております。

続きまして、9ページから10ページが「農地法第4条第1項第8号の規定

による転用届出」となります。

御所見・遠藤地区が2件、六会・長後地区が3件、藤鶴・村岡・明治地区が5件、合計10件となっております。

続きまして、11ページが、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出」となります。

六会・長後地区が1件、藤鶴・村岡・明治地区が2件、合計3件となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、いずれも報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたらお願いをいたします。

――

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第10号を終了いたします。

次に移ります。

日程第6、議案第32号「藤沢市農業委員会の運営に関する規約の改正について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 私から説明をさせていただきます。「藤沢市農業委員会の運営に関する規約の改正について」です。

（提案理由）

従来からありました3つの小委員会の設置について、各小委員会の役割が同一化されていることから、1つの小委員会に改めることによるもの。

でございます。

改正したところを読み上げさせていただきますと、13ページの第3条になります。

（施策検討小委員会）

第3条 委員会に農地等利用最適化推進施策の改善及び農業の振興並びに農業者の経営改善等の施策に関し、県、市への意見要望を検討するため、施策検討小委員会を置く。

1 小委員会は委員会会長、会長職務代理及び委員または推進委員若干名で構成し、委員数は総会において決定し、所属委員は地区協議会単位で互選する。

2 小委員会に委員長、副委員長を置き、小委員会で互選する。

このような形になっております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

何か意見はございませんか。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第32号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第32号について、承認することに決定をいたします。

以上で、本日本日予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

事務局から、何か報告事項等はありませんか。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 私から、何点か説明をさせていただきます。

まずは、お手元にお配りしましたカラー刷りのもので、「福祉施設等と連携する農業者を支援します」というリーフレットです。

こちらは、先月の総会で話題になりました「農福連携」の関係でして、これを見ますと、福祉施設等と農作業受委託契約を締結して実施される農作業を行う農業者に対して、1日当たり最大3,000円の補助が出るというものです。詳しいお問い合わせ先は、農業水産課となりますので、よろしくお願ひいたし

ます。

もう一点は、先ほど会長からの冒頭のお話でもありましたが、「令和3年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見書」を、齋藤会長と渡貫職務代理、宮治小委員会委員長、神崎小委員会委員長、熊山小委員会委員長の御出席のもと、7月6日に市長に対して提出いたしまして、懇談等を行いました。その旨、報告をさせていただきます。

事務局からは、以上となります。

議長（齋藤義治委員） それでは、以上をもちまして7月の総会を閉会いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

閉会 午後4時05分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 ( 番)

署名委員 ( 番)